

公益財団法人 中外創薬科学財団

令和8年(2026年)度 海外留学助成金A(これから留学される方)

募集要項

趣 旨	<p>海外の大学等の研究機関において創薬並びに生命科学に関する基礎あるいは応用研究を行う事を目的とした海外留学を促進するために、若手研究者に最長2年間の留学に伴う経費を補助する。 海外留学助成金は<u>これから留学を開始する方を対象</u>とした助成金です。</p>
応 募 資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1) 創薬並びに生命科学に関する基礎あるいは応用研究を行うために、以下の所定の期間に留学を開始し、1年以上海外の研究機関で研究を行うことが内定している方。 2) 申請時に日本国内の大学あるいは研究機関*1において研究を行っている方。 3) 博士号取得者もしくは留学開始までに博士号取得見込みである研究者で原則、申請時に35歳以下の方。 4) 3)の年齢制限に関しては、出産・育児等のライフイベントを経験された方は37歳以下とする。 5) 原則、2027年12月末日までに留学を開始できる方。 ただし、申請後から採否決定前までに留学を開始する場合には、別紙の項目2を参照のこと。 6) 本財団が定める以下の研究テーマのいずれかに関する研究に従事できる方。 7) 留学先研究機関の責任者または受入研究室の責任者の承諾を得ている方。受入先承諾書(レターヘッド付き書面にて受入先責任者のサインがあるもの)を提出できる方。 8) 申請者の現在の研究指導者からの留学承諾書を提出できる方。 9) 原則、営利企業に属していない方、及び研究テーマが商業目的ではない方。 <p>*1 科学研究費補助金の申請資格を有している研究機関および研究者であること</p>
研 究 テ ー マ	<ol style="list-style-type: none"> (1) 創薬の可能性を切り拓く、生命科学の基礎・応用研究。 (2) 革新的な創薬モダリティの基礎研究・技術開発。 (3) 数理情報学・計算科学や新たな研究手法など、生命科学領域を超えた科学技術を駆使することにより、創薬の可能性を切り拓

	<p>く基礎・応用研究。</p> <p>(4) Unmet Medical Needs の充足に向けて、がん・難治性疾患等に関する生命科学の基礎・応用研究。</p>
助成金額	滞在費 700 万円／年（往復航空チケット代は別途支給）
助成期間	原則として1年以上、最長2年間
助成件数	3 件程度
募集期間	令和8年（2026年）8月1日～9月15日
募集方法	<p>本財団ウェブサイトよりマイページ登録後、申請手順の流れに沿って申請すること。</p> <p><u>申請は留学する研究者本人が行うこと。</u></p> <p>【申請時必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（概要） ・申請者の研究指導者からの留学承諾書 ・履歴書 ・学位記（写し） <p>ただし、申請時に博士号取得見込みの場合には、「学位記提出に関わる申出」を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外学術研究機関の受入承諾書（レターヘッド付き書面） <p>提出書類については、「別紙の項目1」並びにウェブサイトの「助成金申請に関するよくあるご質問」を参照のこと。</p> <p>申請書類のフォーマットは<u>募集期間中に</u>申請受付フォームよりダウンロードすること。</p>
選考方法	選考委員会で審議し、理事会で決定する。
採択結果の通知	採否の結果は、12月下旬にウェブサイトにて採択者一覧を公開する。公開日に申請者全員にウェブサイトの URL を電子メールにて通知する。なお、採択者には別途採択通知を郵送する。
助成金の交付	原則、留学出発日1ヶ月前に指定された銀行口座に一括で振込む。次年度は、3か月ごとに指定された銀行口座に振込む。
報告の義務	<ol style="list-style-type: none"> 1) 留学出発日1ヶ月前までに留学先住所及びE-mailアドレス等を必ず報告すること。また、留学先が途中で変更になる場合や帰国時にも必ず報告すること。 2) 「中間報告書」を留学開始1年後にマイページより提出すること。 3) 「研究報告書」を助成期間終了後1か月以内にマイページより提出すること。研究報告の内容については、報告を財団宛に行うこ

	<p>との了解を事前に留学先に得ておくこと。</p> <p>4) 助成期間が終了する年度に開催する財団主催の助成研究報告会で発表を行うこと。</p> <p>5) 研究成果を外部発表する場合は「公益財団法人 中外創薬科学財団 (英文名: Chugai Foundation for Innovative Drug Discovery Science) の助成による」旨を記載し、外部発表の論文のコピー等を PDF にて電子メールに添付のうえ、財団宛に送付すること。</p> <p>例文 [和文]: 本研究は、公益財団法人 中外創薬科学財団 (C-FINDs) の助成を受けたものです。 [英文]: This work was supported by Chugai Foundation for Innovative Drug Discovery Science : C-FINDs.</p> <p>6) 申請書記載内容に変更が生じた場合は、届出を電子メールに添付のうえ、速やかに財団宛に報告し、変更の可否の承諾を得ること。</p>
そ の 他	<p>1) 本財団の学術研究助成金、奨学金と本助成金を重複して受領することはできない。ただし、学術研究助成金、奨学金の受領が今年度で終了し、これらの助成が予定されていない次年度にこの海外留学助成金 A を開始するために今年度に海外留学助成金 A に申請することは可能。</p> <p>2) 往復の航空チケット(エコノミークラス)を滞在費とは別に支給する。</p> <p>3) 申請書類は採否に関わらず一切返却しない。</p> <p>4) 採択された申請に関する情報(氏名、所属、研究テーマ、研究内容等)を財団ウェブサイト及び活動報告集、助成研究報告集に公表・掲載する。</p> <p>5) 過去に海外留学助成金を受領したことがある場合には再度申請することはできない。</p> <p>6) 既に留学をしている場合には、海外留学助成金 B (現在留学中の方)に申請すること。</p> <p>7) 本助成金に申請した場合には、今年度募集を行う海外留学助成金 B に申請することはできない。</p>
お問い合わせ	<p>公益財団法人 中外創薬科学財団 事務局 海外留学助成事務担当 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル 9 階 TEL:03-5843-6733(代表)、E-mail: grant@c-finds.com</p>

別紙

1. 申請時提出書類に関する注意事項

(1) 海外学術研究機関の「受入承諾書」について

受入先研究機関のレターヘッドのある、留学先受入研究者（PI）から申請者宛ての受入承諾書をアップロードしてください。以下の項目が記載されていることを確認してください。

- ・ 留学受入期間（年月日）
- ・ 受入先でのポジション
- ・ 受入先研究機関からの給与支給有無、有る場合には金額
- ・ 留学先受入研究者のサイン

受入期間について、受入承諾書には受入研究機関の規定等により、「留学期間 1 年間」に記載が制限されている場合において（すなわち留学期間 2 年間と記載できない場合）、2 年目の助成金の受領が内定していれば留学期間の延長が認められる場合には、その旨を申請フォームの「その他」欄に記載したうえで、申請時に「留学期間」、「希望する助成期間」ともに 2 年の期間で申請することは可能です。

(2) 学位記（写し）について

既に博士号を取得している方は、学位記の写しを PDF ファイルにして提出してください。

申請時に取得見込み方については、学位記提出に関わる申出*（様式指定あり）を提出してください。

*学位記提出に関わる申出は次ページの通りに文面を作成し、PDF ファイルにして提出してください。

また、採択された場合には、学位記（写し）を留学開始前までに必ず事務局宛てに提出してください。振込み手続きは提出を確認した後に行います。提出できない場合は採用を取り消すことがあります。

学位記提出に関わる申出（様式）

<h3>学位記提出に関わる申出</h3>
年 月 日
公益財団法人中外創業科学財団 理事長 上野 幹夫 殿
申請者は 20YY 年 MM 月に博士課程修了見込みであり、学位取得後は学位記の写しを速やかに提出します。 学位記の写しが提出できない場合は、海外留学助成金 A の申請を辞退いたします。
申請者名： 現 所 属： 身 分：

2. 申請後から採択前に留学を開始する場合の確認事項

採択は 12 月下旬を予定しておりますが、採択決定前までに留学を開始する場合は、採択の条件として、以下の 2 項目を満たすことが必要です。

- ① 2027 年 1 月から 12 月の期間内に助成を開始すること。2028 年 1 月以降の開始は認められません。
- ② 助成を開始する日より留学期間終了まで 1 年以上の期間があることが必要です。
助成を開始した日を起算日とし、その日から最長 2 年間が助成期間となります。
また、往路の航空チケット代については、財団のガイドラインに沿って支給いたします。詳細は事務局までお問合せください。